

右は本年八月歎願以来未教度の交渉の結果、會社に於ては制度の劣悪は認めらるが経緯上即時実施は困難であるが漸次是が改正を計るとの回答を共うられたるが、第一期建設既に終了に近く加之本年下半期の如き沿線の必然的發展に従業員の悲痛ある忍従と努力を以て依り西系円に近き増収を見らるに至つたのである。依り同種産業にその例を見ゆること劣悪ある制度を即時改善せられたし。

二、宿直手当改正の件

従来支給せられてある駄賃宿直手当は若干金に額僅かに金二十三圓である。過酷ある宿直に共へるに余りに僅少である、即時金三十圓に改正せられたし。

三、時間外勤務手当改正の件

従来駄賃、時間外勤務手当は男子金十二圓、女子金十圓の僅少ある額である。この制度は先般三月に於て従業員より何せ等の相談も亦く突然會社に於て制定せらるるものであるが、此と區別するが如く、實に不合理ある制度である。即時金十五圓に一改正せられたし。

四、年功加俸支給制改正の件

従来従員の昇給規定は在職年数、増加に従ひ逐次昇給率の低下を来して居るのである。就中年功加俸は如きは五年(三円)を最高限度とされて居るのである。是れは一般従業員の在職年数に應ずる生活程度の向上又は範圍の擴大に隨伴せざる不合理ある制度である。

直に左表、如く延長せられたし。

在職年数	年功加俸月額
六	四円
七	五円
八	六円
九	七円
十	八円

五、乗務員採用規定制定の件

従来會社に駄賃より乗務員採用の場合に六ヶ月以上の勤続者より志願者